

峰崎直樹君 日本社会党の峰崎でございます。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

私は、税制改革大綱の作成に与党の一員として入れていただきまして、大変勉強をさせていただきました。その間、大蔵省や自治省を初めとして省庁の皆さん方の大変な努力も見てきたわけでございます。その意味で、私自身この税制改革に関連した資料や図書などに多少は目を通してきたつもりでございますけれども、大蔵委員会に所属する私として少し見逃せない最近の論文に接したわけでございます。

実は、大蔵省OBで、今、一橋大学の教授をやっておられます野口悠紀雄教授が「税制改革のビジョン」という本を十月二十日に出されたわけでありまして。その最後の章に、「税制改革」の改革」という章でございますが、その最後に「忍び寄り言論統制」、こういう表題で、大変私たちからするとショッキングな内容が書かれているわけでありまして。

例えば、「官庁の影響下にある業界では、主管官庁の政策方針に批判的な発言は、いまやほとんど封じられている。」、あるいは「官庁対官庁においても、同様の事態が生じ始めているのである。従来は、多くの官庁が、自民党族議員のバックアップによって独自の政策を主張しえた。しかし、それがなくなってしまったために、官庁対官庁の力関係が変化し、本来であれば各々の官庁の立場から異なる政策路線が示され、議論が戦わされて然るべきであるにもかかわらず、それが行われなくなっている」。そして、先生自身もそれらしき、統制といえればあれですが、非常にソフトな形でこういうものが実は広がっているんじゃないのかと。

そういう意味で、私どもこういう事態が生じては本当に困るなと思っているわけですが、主管大臣、ここは決して大蔵省ということを名指しにされているわけではありませんが、内容から見るとどうもそれのように感ずるわけでありまして、そのようなことに対して大蔵大臣の御見解をまずお聞きしてみたいと思います。

国務大臣（武村正義君） そんなことはあってはならないことだというふうに思うわけでありまして。現実にあるんだろうかとも思いますが、しかしそうおっしゃっている方がいるということは、ないとは言えないということだとしますと、もしあるとすれば、一体どういうことがそういう状況をつくっているのか。役所が、官庁が積極的にそういうことをしているとは、私も昔お役所に世話になった一人でありまして、実感としては全く感じません。だから、むしろ無形の形で、役所の外におられる方がそういうものを感じて発言されるとか、役所に逆らわないというそういう体質がひょっとしたらあるのかなというふうには、想像するぐらいでございますが、今感じた次第でございます。

いずれにしましても、やはりそのことは、大変自由闊達な論議の中でいい知恵がどんどん出てきて、そしてこの国の政治や行政が前進を遂げていくということが一番大事なこと

でありますだけに、一層私としては留意をさせていただきます。

峰崎直樹君 今、同僚の堂本議員から大蔵省しっかりしろと、こういう吐陀激励がございました。私も大いにその点は望みたいところなんです。しかし、ちょっとこれは与党の一員として私どもが考えてみても、大蔵省というところは、片方で予算を決定する主計局がある。片方では税をつかさどっている。そして税収に大きな影響力を持つ国税庁を持っており。さらに国債を発行する。その利率を決める。そういう意味でいうと、日本の現在の省庁の中では大変大きな権限を持っているのではないかと。片や予算をつくり、片や税を徴収し、片や国債を発行し、その金利まで決める。

そういう中で、ともすれば大蔵省の方々は、私は皆さん善意で大変努力をされていると思うんですが、そういう大きな権限が、あるいはたくさんの権限があるがゆえになかなか物が言えにくくなるというような雰囲気かもしあったとすれば、これは私たち自身与党にいる側としても、やはりこの政治改革の大きな対象に、かつて私どもよく聞いたことがございますが、私どもはやはりこういった点にも十分ある意味では目を向けていかなきゃいけないのではないかな、そんな思いを私自身感じたわけでございますので、冒頭、率直なところ意見を言わせていただいたわけでございます。

さて、そういう観点で、旧来の野党的体質が多少私にも残っているのかもしれませんが、もっと内容的な問題でいろいろと実は質問をしてみたいことがあるわけでございます。社会党を代表して代表質問で今次税制改革の内容等についての評価は加えているわけでありますから、さらにそういった中で、私たち八九年に当選をされた方々の声も含めて、やはりどうしてもきちんとしておくべき点は説明しておく必要があるだろう、そういう観点でこの委員会ですら質問をさせていただきたいと思うわけであります。

その前に、先ほど堂本議員の質問等の中でかなりのところ触れておられたわけでありますが、さきがけの代表もやっておられますので、税制改正を考えるときに一番論議をしておかなきゃいけないのは、将来の日本をどう設計していくのかということだろうと私は思います。

そういう観点で、その点についての論議が与常三党の税制改革プロジェクトチームで十分やられたかなという自分なりの反省もしながら見てみると、まだまだ自民党の方と社会党とさきがけ、社会党とさきがけは結構以前から閣外政策会議とか旧連立で税制改正の論議はやっておりましたから、それなりに我々の人間関係はできておりましたけれども、自由民主党の特に税調の方との税制改正の議論というのは、なかなかまだ最初のうちはなじめなかったなと、そんな思いを実は持っております。最初のころ、この種、日本の将来をどうするかということについて十分議論したかなという点では、やっぱり多少不十分だったかなという気がしているわけであります。しかし、できれば私自身はかなりのできればえだというふうには思っておるわけでございます。

そこで、武村大蔵大臣にちょっとお聞きしたいわけでございますが、先ほど来、適正な

給付、適正な負担というようなことが議論ございましたけれども、大きな政府を目指すか、小さな政府を目指すのかということが最近よく議論されております。先ほど衆の議論を聞いて、私もNPOの問題について堂本議員と同じ見解を持っていましたのであえてこの点に触れません。

もう一つ実はよく議論するテーマの中に、さきがけの若い方々と勉強会をするときに、この社会の仕組みの中で結果の平等に力点を置くのか、機会の平等に力点を置くのか。先ほど来の大きな政府、小さな政府と並んで、この結果の平等あるいは機会の平等に力点を置くかということに対して、社会党がよく言われるのは、社会党は結果の平等に力を入れるんだらう、我々は機会の平等に力を入れると。これは後の相続税の論議などに関係してくる大変重要なポイントではないかなというふうに思っています、この点もし武村大蔵大臣の御意見、あるいは政治家、さきがけの代表としてでも結構でございますので、この点についての御見解をあわせてお聞きしてみたいなと思います。

国務大臣（武村正義君） どちらがより大事かと言われると、私ら機会の平等がより大事だというふうに思います。ただ、だからといって結果の平等はもう無視をしていいというわけじゃなくて、そこにもやはり社会政策の上では目を向ける必要があるというふうに思っております。

もう一つの大きい、小さい政府の選択論であります、これは大変難しい議論だと思います。そもそも今我が国の政党というのは、小さな政府を主張している政党はあるんだらうかと。大体、中か大ではないかと私は前から言っております、自由民主党にもおりましたが、自由民主党というのは、いかがでしょうか、参議院の先生方おられますが、小さな政府だとはなかなか言い切れないと思いますね。いい意味でもどんどん社会政策を取り上げてこられた政党であります。結果として今の政府が、あるいは日本の国の財政状況が示しておりますようなこういう姿を進めてきたわけであります。

先ほどの高福祉高負担、低福祉低負担の問題で、適正な負担と適正なサービスですか、厚生省の高齢社会福祉ビジョン懇談会でそういうふうな表現が使われているということを紹介申し上げたわけで、じゃおまえはどうだと言われると、私は、これは大蔵大臣としてではありません、あるテレビでは中福祉中負担じゃないですかと。ほどほどの負担でほどほどの福祉。ほどほどの福祉というのは、それはもう理想どおりに完璧な福祉というのはなかなか難しいですと、ほどほどにならざるを得めでしょうと、それに見合うほどほどの負担だと思いますと答えたことがありました。これもあいまいな余り明快でない答え方になるかもしれませんが、でも、ひょっとしたら日本人の多くの皆さんはそういうお気持ちかなと私なりに思いながら答えているわけであります。

今の御質問にはお答えになっていないかもしれませんが、いずれにしても、今後の各政党再編の論議の中で、一つの政党がやはりこういうところに外交や安全保障と並んでしっかりした政党の選択を示していく必要があるのではないかと、それが政界再編のむしろ

輸になっていかなければいけないというふうに思っております。

峰崎直樹君 恐らくこれからも政界再編の軸をめぐって議論があるだろうと思うんですが、これは私個人の意見なんですけど、どうもやはり社会民主主義、まあ社会党は社会民主主義という理念を最近ちょっと薄めかかっているのかなと思うんですが、非常に低い所得の水準の時代、つまり経済がまだ弱い時代にそれをトータルとして引き上げる、マスとして引き上げる、そのレベルではある程度のところまできたのかなと。

そこから先にさらにまたマスとして高く引き上げるという、それが先ほどの堂本議員の、それ以上に引き上げれば、公と民があって、公的なものだけでいけばそれだけ負担がどんどんふえていくという、そこが恐らく画一的な負担と給付の関係というものではもはや対応し切れなくなっている。そして、自由で自律的な生き方を追求する人たちがどんどんふえてきている。そこにこたえていくようなシステムとしてのNPOというのがあるんじゃないのかなと。

私は、今のいわゆる機会の平等というときに、本当に今の社会の中で、非常に恵まれた人もいる。あるいは非常に不平等のもとに生まれた人もいる。そういう意味でいえば、イコールフットイングになるように、競争条件が同じようになっていくための土台づくりという点を実はもっと重視をしていかなきゃいけない。そこに我々の大きな役割があるのかなという意味で私自身も機会の平等に力点を置くんですが、ともすれば非常に画一的な旧来の計画経済、つまり結果の平等を求めるというのは恐らく計画経済を求めているんじゃないのかということの批判だろうと思うんですが、私自身は今申し上げたような観点でこれから日本の将来像を設計したらいいんじゃないかなというふうに考えているわけでございます。これは、総論ではなくてやがて各論の税の問題の中で少し触れさせていただきたいポイントでもありますので、先に進めていきたいと思うのであります。

実は昨日、朝日新聞の紙上に、朝日新聞社とアメリカのハリス社の行った日米両国民の税金に関する意識調査の結果が出されておりました。大臣も恐らくごらんになったろうと思いますが、その中で、税の一番の関心事は、日米両国とも第一位はその使われ方が有効であるかどうかということでもあります。ところがその比率を見ると、アメリカはその使われ方が有効かどうかというのが七四%、四人に三人ですが、日本の場合には、使われ方が有効かどうかに関心を持っているのはわずか二分の一、ちょうど半分。課税は公平であるかどうかということについて、日本は三四%、そしてアメリカは一二%。これは税制の違いだとか、その国の中における連邦それから州、自治体というようなところの違いなどもあるんでしょう。いろいろなことがあるにしても、主管大臣としてどのようにこの結果をごらんになっておられるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（武村正義君） まあアンケートでございますから、いつもそうでございます

が、設問の仕方でいろいろ答えが出てまいります。

この新聞を拝見しての感想であります。日米ともに税が重いと感ずる人、不公平と感じる人が七割という結果でございます。事実とはともかく、これが税に対する両国の国民の皆さんの一般的な感覚なんだというふうにまず感じました。税の使い道が有効かという大事な視点とあわせて、国民の皆様の税の負担についての理解をいただくことが大変大事だし、その負担がやはり公平、正しいものでなければいけないという認識を改めて強くさせていただいた次第でございます。

今回の税制改革との絡みで見れば、まさにそういう中でこの改革案をまとめていただいたわけではありますが、消費税の二%アップということでございますから、負担が重いということに対しては、こたえるどころか逆にさらに重くなるという印象を与えることとなりますが、片方、減税という重さを削減する努力もさせていただいているわけでもあります。ただ全体としては、ある特定の階層に偏った所得課税を見直して、幅広く国民の皆さん全体で御負担をいただく改革であるということが、この世論調査とのかかわりでは、あえて申し上げますと前進になっているのかなというふうに感じている次第であります。

峰崎直樹君 まだまだ興味深い点があるんです。特に今重税感の問題を挙げたんですが、この意識調査を離れて、まあ重税感といった場合、税の種類、対象によってまた違うんでしょうけれども、日本の所得税、とりわけ我々の払っている個人の所得税、住民税、これについては重いといえますか、大臣そう感じておられますでしょうか、どうでしょうか。それは国際的に見ても結構でございますが。

国務大臣（武村正義君） 私は、先ほどもお示したようなこういういろんな数字、データを見ながら議論の一角に参画をさせていただいておりますから、そういう意味で感想を持つわけではありますが、一般の国民の皆さんというのは、その国で生まれてその国で住んで税を御負担いただいておりますので、実感としてはよその国との比較をされている方は少ないと思います。そうすると、国民負担率や租税負担率が示しておりますように、我が日本の場合も少しずつ負担率は上がってまいりました。そういう意味では、負担は重くなってきていると感じている人があるいはこういうふうが多いのかもしれない。

ただ、所得も一方上がっておりますから、所得との相関で見ればどう感じておられるのか。特に所得税の場合も、実効税率でござんいただいで一人一人の国民がどうお感じいただいているのか、私もよくわかりません。

私は、あえて問われれば、特にヨーロッパの旅をしてきた経験からすれば、消費税が非常に高こうございますから、日本はまだ租税一般としてもそう重くない方だという、ごく観念的ではありますがそういう認識を持っております。

峰崎直樹君 よく直間比率の是正といったようなことがあるんですけれども、あるいは

所得、資産、消費のバランスということ、我々も与党の税調の中でいろいろ議論してみたときに、日本の所得税と言われているものの中で、我々の個人の勤労所得税と言っていいでしょうか、それと法人所得税と二つに分けたときに、どうも高いという重税感がここに出てきてはいるんですが、高いと言っているけれども、国際的に比較してみたりあるいはG N Pとの対比で見たりすると、私たちのいわゆる直接支払っている所得税の比率というのは、比率だけを見たら決してそんなに高い比率じゃないんじゃないでしょうか。むしろ国際的に見たときには、法人税は日本は特に高い。こちら辺、小川主税局長が最も詳しいですが、その点どういう実態になっているか教えていただければと思うんだけど。

政府委員（小川是君） 今お話しございましたように、我が国の所得税は、個人所得に対する負担割合という観点から見ますと、住民税込みで直近で八%程度でございますから、アメリカの一%、イギリスの一〇・八、ドイツの一%といったような水準から見ますと決して高くはないわけでございます。

問題は、いつも申し上げております課税最低限と最低税率、最高税率というものが、それぞれやや諸外国と比べては、特に形が低所得者の方の課税最低限を引き上げるといふ形、最低税率を低くとどめるといふ形を繰り返してまいりましたところから、途中のところの累進カーブが非常に強くなっているというのが所得課税の特色であろうと思います。

法人税につきましては、御指摘のとおり、水準といたしましては諸外国とかつては大体並んでおりましたけれども、むしろヨーロッパ諸国が下げる、あるいはアメリカも下げるといったようなところで、国税だけを見ますとほとんど各国並び、地方税負担分があるものですから日本やドイツはやや高くなっております。

それから、もう一つ法人税につきましては、我が国の租税負担率が全体としてこれまで諸外国に、特にヨーロッパに比べて低いということがございますので、税収の中に占める法人税のウエートが非常に高かった。高度成長であるということと法人税の負担率が諸外国並みであるということ

から、租税負担率が低いときには税収の中で大きなウエートを占めていた。次第に成長が安定し低成長になってまいりますと、どうしても法人税のウエートは税収の中では下がってくる。そういうプロセスに現在入ってきているのかなと、法人税についてはそういう特色があらうかと存じます。

峰崎直樹君 いろいろまたその中身を議論したいんですが、今の日米の世論調査を見て、決して国際的に見て高くないけれども重税感というのはアメリカと同じように重い。これは恐らく公平性という問題と実は自分の負担している税との関係がやっぱりあるんじゃないのか。そういう点で、私は所得税というのを基幹税に置くべきだと思っているんですが、やはり所得税におけるクロヨンの問題あるいはFRINGE BENEFITの問題、偽でまた述べますが、消費税の場合には今度は益税の問題とか、何か日本の税制というのはそこら切

でどうも不公平さというものをずっと残し続けて、自分の払っている税金は高くないんだけれども、しかしほかの人と比べてこれはやはり重いというふうに痛感をされているんじゃないかと思います。

私自身、税に対して非常に興味を持ったというよりも、特に所得に対する興味を持った最初のきっかけというのは、実は大学に入って、貧乏人のつもりで入ったところが奨学金がもらえない。なぜもらえないのか。おまえさん源泉徴収票持ってこいということで持っていったら、私よりはるかに生活水準が高そうな家庭から来た人の有が、いわゆる所得の捕捉が世にクロヨンと言われておりますから非常に所得が少ない。しかし、その人は当時、四輪の小さな車でございましたけれども、学生のときから車を乗り回している。我々はぴいぴいと言って寮にも入れなかった。

実は、この問題は単にそれだけじゃございません、所得というのは。子供を保育所に預けるときに、東京にいたときに子供を都立の保育所に預けるときにも所得の証明を持っていらっしやいと。全部の基礎にこれなっているわけでございます。

そういう意味で、このクロヨンの問題に関して、これ今後の課題でございますから、一生懸命徴税に努力をされていることはわかるんですが、この日米のいわゆる意識調査にあらわれているように、公平性という問題を我々はもっともっとやはり大切にしていかなければいけないんじゃないかなということを私の意見として述べさせていただきたいというふうに思うわけであります。

時間もありませんから先に進みたいと思いますが、さて次に消費税の問題にちょっと触れさせていただきたいと思います。これは先ほど堂本議員が益税の問題を指摘されました。そこではなくて、もっと一般論的な話からちょっと聞きたいわけであります。

日本は一九八九年四月一日から多段階にわたる消費税が導入されたわけですが、ヨーロッパでは一九六七年E C指令が出て、たしか六八年から一斉にこの多段階の付加価値税が導入されて、以降、大変多くの国々に広がっているわけでございます。まして欧米では二けた台のところすら出てきている。

私ども感ずるのは、所得税というのは超過累進課税制度である。本来これが一番の基幹税であって、しかも所得再分配あるいはビルトインスタビライザー効果もこれは持っている。そういう所得税から、ヨーロッパ諸国も含め先進国で逆進性が強いと言われている付加価値税がどうして広がっていったのだろうか、この背景にはどんなことがあるのだろうかということについて、大蔵当局の御意見もちょっとお聞きしたいと思うんです。

政府委員（小川是君） 付加価値税が入りましたのは、一九六〇年代からだというのはそのとおりでございます。もうちょっとさかのぼって近代国家の税制を考えますと、当初はどの国も間接税が中心でございました。十九世紀に入ってようやく所得税というのが生まれ始めたわけでございます。それでもなお間接税、当然のことながら個別の間接税が中心で各国ともやってまいりました。

第一次世界大戦のときに、軍費、戦費の調達ということで次第に所得税も入ってまいりましたが、いかにして課税ベースを広げて間接税を徴求するかというところから取引高税のようなものが入り始めたわけでございます。第一次大戦から第二次大戦にかけて、ヨーロッパ諸国は取引高税であるとか、あるいは単段階の卸売段階での課税であるとかということで課税ベースを広げてまいりました。戦後は取引高税がさらに発展し、あるいは卸売課税が発展し、そして付加価値税型に移っていくわけでございますが、大きく申し上げれば三つぐらいポイントがあるかと思えます。

付加価値税がECで入り出して、アフリカあるいは南米、中米のようなところを含め、東南アジアを含めてわずか二十五年の間に七十三カ国にもふえた。その一つの要因は課税ベースの広さにあるというふうに思います。課税ベースが広いということは、消費支出に対して、あるいは経済取引に対して中立的であるという特色があるかと思えます。それは個別間接税のような我が国の物品税と比較してお考えいただければわかりやすいかと存じますし、また、製造段階だけで課税するとか卸売段階だけで課税するというのに比べますと大変広い課税ベースを持っております。

二つ目は、取引高税と比較すると大変よくわかるわけですが、累積がない。累積しないような工夫というのが前段階税額控除という工夫を付加価値税が持ったということでございます。それまで、我が国も戦後一時期、取引高税をやったことがございますけれども、どうしても取引の都度税が累積をしていく。しかし、ヨーロッパ諸国はこういった税を持っておりましたので、先ほども若干話題になりました経済活動の垂直的統合が進んだというふうに言われております。したがって、事業者の数が日本なんかの方が中小零細事業者がたくさんある、ヨーロッパは比較的そのところがこの過程で少なくなっていくのではないかとといったようなことが教科書なんかに書かれているわけでございます。

三つ目の特色といたしましては、課税の漏れが少ない単段階で、小売段階だけで課税をする、あるいは卸売段階だけで課税をするということになりますと、一カ所で税が漏れますと、脱税をいたしますと完全に税収がなくなるわけでございますけれども、多段階で課税をしてまいりますのでそういったところが少ない。先ほども御質問がありましたが、取引のクロスチェックがうまく働くという面がございます。

大別いたしますと、そういったことがこの税を世界的に発展させていったのではないかと。ヨーロッパがなぜそのスタートであったかというのは、第一次大戦後のそういった課税ベースの広い税を探し求めて四十数年かかったという経過であろうかと存じます。

峰崎直樹君 今ヨーロッパの導入の経過の背景を聞いて、なるほどなと思いつつ、ではヨーロッパと日本の消費税の違いとか、相違点というものはどこにあるのかなというふうに考えてみると、今おっしゃられた課税ベースが広い、確かにそうだろうと思いつつ、もう一つは課税漏れが少ない。そのためには前段階のいわゆる仕入れ税額控除制度というものが完備していなさいいけないのじゃないか。その観点から考えたとき、先ほど

堂本議員の方からも質問がありましたが、今度の改正は、仕入れ税額の問題に関して言うと、インボイスの問題で請求書とか領収書とか納品書とか、こういうものを保存をすることだけで終わったんです。

実は最近、そのこととも関連して、これは後でお話ししようかと思ったんですが、OECDの閣僚理事会のものの租税委員会の中の第八作業部会の中に税制の墮落部会というのがあって、七カ国で構成している。今とにかく国際的に、先ほど榎崎議員の質問の中にもあったように、非常に空洞化の問題がある。その空洞化を避けようとして、税の協調という中の分野として税制の墮落問題というのがある。ここの中で、なるほど日本のこの消費税が導入される過程の中において、導入し

やすいように仕組まれたものがいわゆる現在の帳簿方式だろうというふうに思うんですが、こういうものに実はひっかかるおそれはないのかなというちょっと心配をし始めたんです。

それは、私は経済問題を議論するときに、やはり日本というのは外国の圧力でないとなかなか日本の国内が変えられない。そういう意味で、何とか自分たちの政治家の力によって、外国から言われなくても国際的に見て堂々と胸の張れる制度をつくってみたいものだ。そういう観点からしたときに、この日本的なシステムというのは、今度の税制改革大綱では内容はある程度進歩したというふうに私も思うんですが、この点、私自身、税制の墮落についてのこの部会、七カ国で、恐らく日本も入っているんじゃないかと思いますが、そういうものの中の対象にひっかからなければいいけどなという心配を持っているんですが、この点いかがなのでございましょうか。

政府委員（小川是君） 仕入れ税額控除をヨーロッパ型のインボイス制度ではなくて、消費税を導入いたしましたときには、いわゆる帳簿方式ということで、帳簿に仕入れが書いてあればそれを税額控除ができるという制度でスタートをいたしましたわけでございます。

今回の改正では、帳簿に書いてあるだけではなくて、請求書であるとか納品書であるとかいった書類が保存されていることを要件に加えたわけでございます。これを私ども当初は日本型インボイス方式と呼んでまいりました。EC型のインボイスと日本のインボイス、今回の制度はどこが違うかと申しますと、法律上の要件といたしまして、その紙に税額を改めて書けということにいたしておりません。それから、そこに書かれたものを控除するのだということにはなっておりません。それだけの違いでございます。

今回の帳簿方式でございまして、請求書とか、つまり取引の事実を証することができるのであれば仕入れの税額控除ができないという法律のシステムにいたしましたので、そういう意味ではヨーロッパのインボイス制度と同じような立証を求めているわけでございます。その中で、御案内のとおり、免税事業者から仕入れた場合にもこれは控除をできるという形に日本ではいたしております。

付加価値税を私どもが勉強を始めましたのは、先ほどのお話の一九六〇年代からでございまして、多段階の累積課税を排除するためにインボイスというのがあるというそのシス

テムに大変興味を感じました。そのために、このインボイス制度というのをずっと御説明をいたしてまいりましたが、今回のこういうやり方、我が国では事業者間に何らかの紙が古くから商慣習上動いておりますので、それをとどめておいてくださいというやり方に持っていくということは、實際上E C型のインボイス方式と実質的効果においては変わりがなく働いてくるだろうと私どもは考えております。

実は、この制度を諸外国との勉強会で説明をいたしました。アメリカなんかは現在でも付加価値税の導入を勉強いたしておりますが、大変日本型のこういうやり方に対して興味を感じております。税法のために新しい書式をつくるとか、あるいは登録制度を持たなくても、かなりの程度帳簿方式あるいは書類の整備が整った進んだ経済取引の社会ではこういったやり方というのが一つの方法ではないかというふうに存じますし、もとよりこれからこれが動き出すわけですから、その運用状況を見ながら、将来は将来として検討をしていくべき課題であろうかと思っております。

峰崎直樹君 ただ、今回の改正で、本来仕入れ税額控除制度というのは、これはこれからの検討課題だというふうに私も思うんですが、仕入れ業者が仕入れに支払った税額が不明確だ、そして仕入れ税額控除が仕入れ税支払い額に一致しているということを証明できるという仕組みが、そのインボイスがないとやはり難しいんじゃないかなという、そういう指摘を我々はよく受けるわけでありまして、この点は今回一気に改正できませんでした。

そこで、こういうことができないものかなということをちょっと提案してみたいんですが、領収書、請求書、納品書、これを保存しなさいと。先ほど堂本議員からもありましたように、書式を統一できないかな。その上に企業の番号を、これは各税務署管轄ごとでも構わないんですが、企業番号を付して、そしてどこの企業から来た請求書、どこのかということがわかるような形になるようなものに、これはたしか内容の問題についてのインボイスのあり方についてはなかなか細かいことまではされておりませんけれども、そういうようなことを今次改革以降進められてみてはどうかと思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

政府委員（小川是君） 今度の法体系の中でも、そこで証されるべきことは、仕入れ先、だれからそれを買ったのか、何を食ったのか、幾らで買ったのかということが書かれていることを要件にしているわけでございます。たった一点ないのが、税額を別記していなければならないということにはいたしてございません。しかしながら、その点につきましては、仕入れ額の百三分の三というのが仕入れにかかる税額であるというふうに計算をする制度にいたしているわけでございます。

実際の事業者間の取引におきましては、外税といいますが消費税額を別記して取引をされる事例が多いわけでございます。そういう場合には当然のことながら税抜き価格と税額が書いてございまして、そのところは要件とはいたしておりませんけれども、現実の取

引では、事業者間でございますから税額が書かれているという関係でございます。

峰崎直樹君 この問題については後でまた消費税について少し触れることがあろうかと思うんです。

もう一つ、ヨーロッパの国々との比較で、ヨーロッパは軽減税率を適用している。これも実は今後の課題になっているわけですが、一昨日でしたか、私どもの志苦議員の方からこの点について食料品の問題がございましたけれども、私ども随分この点は議論いたしまして、今回は今後の検討課題になったんですが、食料品に限らずヨーロッパで軽減税率が入っているんですが、日本ではこれからどういう条件が具備されればいわゆる消費税の税率に複数税率を導入することがいいのか。この点については、どういう条件が具備したら複数税率を導入したらいいのかについてちょっとお聞きしたいと思います。

政府委員（小川是君） 税制の仕組みについて全般的に調査をし企画をしている立場から申し上げますと、消費税につきましてはできる限り単一税率であるということが、取引に対する中立性とかあるいは各種の公平性であるとか簡索性から望ましいということ言うまでもございません。

したがって、ヨーロッパ諸国でもかなり高い二〇%を超えるような付加価値税率を持っているデンマークとかノルウェーとかフィンランドなんかの場合には、こういった二〇%を超えてなお食料品も含めて単一税率という国があるわけですが、一方で、御指摘のように、イギリス、ドイツ、フランスといった国では食料品を初めとして軽減税率を持っております。

どの段階になったら入れることが適切であるかというお尋ねに対しましては、やはり軽減税率というのは、先ほど申し上げました何を対象にするのか、また物品、物の規格、あるいは対象を物品税のときの、ようにどう決めていったらいいかといったような問題もございます。それから、隣り合った消費とバランスがとれているだろうかといったような問題もございます。執行上の問題もございます。これは事業者、消費者を含めて手間のかかる問題でもございます。そういう意味では、この制度としては、冒頭申し上げましたように、できるだけ単一の税率を維持するということが望ましく、どのレベルでそういう軽減税率を考えるかというのは、やはり今後とも広い御議論を待つ課題であるかというふうに考えております。

峰崎直樹君 また今後の検討課題ということで、私どももしっかり議論していきたいと思っております。

今お話がございました課税ベースが広いために中立的であると、そのとおりだろうと思うんですが、個別間接税ではやはり経済に対するオプストラクションといいますが、ある商品は非常に高くなって売れないとかいろんな問題が起きるんだろうと思うんですが、そ

れ以前に、税制と経済活力の関係で、所得に税をかける所得税よりも消費に税をかける消費税の方が勤労や事業活動に対するインセンティブを高め、経済社会の活力を高める、こういう意見を実は私ども聞いたことがございます。

大臣、今もお話ししたように、所得税よりも消費税の方がいわゆる経済に対する活力を高める。これは非常に重要なことで、今後の経済の成長率がかつてのように右肩上がりで上がるのではなくて非常に成長率が鈍化をしてくる、そういうときにこれからの税目をどのように選んでいくのかということに、このような意見があることについてどのようにお考えになれるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

国務大臣（武村正義君） 個人的な見解になるかもしれませんが、やはり稼いだときに税金を払うよりは、使ったときに払う方が何となくみずから肯定しやすいというか、そういう感じはありますね。もちろん、所得税も例えば消費税のように均一税率であった場合はどう感ずるかということ、また違って来るかもしれません。今のような累進税率で考えますとそんな感じを私は抱きます。

学者の中でもいろんな議論があるようですが、今、峰崎委員がおっしゃったような主張をされる学者もかなり多いというふうに認識をいたしております。

峰崎直樹君 そういうことをいろいろ考えていくと、先ほど私は、所得税がやはり基幹税だろうと、そして垂直的公平に努力をするけれども、どうしてもその漏れも生じてくる。そこを消費税という間接税で広く薄くすくっていくという、消費税が補完税というふうに私自身も考えておったんですが、この点は今次の税制改革で私たちがそういう基幹税で補完税というふうに十分議論した経過は余りなかったように思うんです。

主税局長、これはそういう今のようなとらえ方をしているのかなと。しかし、今後の経済的な発展というものを見たとき、やはり所得税というものは、累進性を見ても、今、日本は五段階ですが、世界はずっといわゆる累進の税率の階段が減ってきて簡素になってきている。そうすると、所得税がほぼ二段階しかない、アメリカは今三段階になりましたか、そういう非常にフラットな税率に所得税がなっていき始める傾向を示している。

そうすると、いわゆる所得再配分機能であるとか税の持っていた経済に対する対応から見ると、所得税が基幹税で消費税は補完税ですよという関係じゃなくて、所得税も消費税も両方同じようなウエートで押さえても構わないんじゃないのかと。あるいは逆に言えば、極端な人は、特に一千万あるいは二千万以上の金持ちだけで所得税は結構と、あとは消費税だけで結構じゃないかというような、大変極論すればそういう意見の出る方もおられる。

この辺どのように考えたらいいんだろうかなということちょっと税制改革の大綱を読みながら少し考えたんですが、その点ほどのお考えになっているのでしょうか。

政府委員（小川是君） ただいまの課題と申しますのは、理論というよりは、それぞれ

の社会が将来どういう選択をしていくかというところが大変大きいであろうと思います。

ただ、税金の負担能力というところからは、従来やはり所得というのが何よりも負担の指標といたしますか、とらえやすいといたしますか、皆さんの御納得を得やすいと。したがって、所得税というのが引き続きこの国でも基幹的な税として存在し続けるんだらうという感じがいたします。

ただ、フランスのように、何と申しましょうか、財布の中を当局からのぞかれるのは余り好まないと言われます。ああいうどちらかといいますと典型的資本主義国家というよりは社会主義をも含んだ国家でありながら付加価値税のウエートを非常に高めた国というのは、やはりそれなりの国民性があるんであるらうという感じがいたします。

今、委員がおっしゃったように、例えば付加価値税だけというような国が将来あらわれるらうか、日本はそういう方向へ向かうんであるらうかということであれば、間違いなくそれは違うのではなかろうかと。一方で所得が発生している以上、所得に対する課税というのが将来とも基幹となり、そして、たくさんの細々とした間接税を持っていたのが次第に統合されて大きな間接税の基幹として消費税が位置づけられると、そういった姿に向かいつつあるのではないかという感じがいたします。

峰崎直樹君 時間がどんどんたってきたわけですが、ようやく何か本論の入口のところに入ったような感じがするんです。

私、地元に戻ったりして税制の問題について学習会をやったりいろいろな人とお話をする機会があるんです。だんだんわかっていただくようになってきたんですが、唯一、今度の税制改革の目的、これは何なんですかと。あるいはもっと言えば消費税の引き上げ結構と、なかなかまだ結構というふうに言ってくれない活動家だとかたくさんいるんですが、多くの方はだんだん説明すればわかってくださいました。しかし、何のために使うかは非常に今度のやつはわかりにくいなということを実は指摘を受けるわけでございます。

そのことについて、時間がありませんからあわせてちょっとお伺いしたいんですが、最近いろんな論文に接する中で、「説経通信」の一番新しい号に、東京大学の神野先生という方が今回の改革を比較的高く評価していただいている。手前みそに思っているのかもしれませんが。その中で、私も気がつかなかったんですが、今次の改革は「活力ある福祉社会の実現を目指す」とあって、中期答申にある「活力ある高齢化社会の実現を目指す」とは異なっている。高齢者に一律に消費税の網をかぶせるのではなく、高齢者の担税力に応じて資産所得の課税、いわゆる総合課税化への道として神野先生は評価をしていただいております。

この点、私どもつくる過程でそのことを厳密に議論したという経過はなかったわけですが、恐らくこれは、今次改正の三・五兆円、すなわち五・五兆円を制度減税といわゆる二階建てにした。そのことが、いわゆる消費税シフトを少しでも和らげたい、そしてあるべき制度減税はやりたい、そのことを私どもは中途半端だとよく批判をされるけれども、税

理論の観点からすれば、垂直的公平を持っておる所得税というものを非常に大切に、さらに総合課税化、これは納審制の問題もあるんでしょう。そういう観点からすると、今度の改革はシャウブ税制への回帰すら見られるとまで非常に評価をされておられるんですが、この点いかが評価をされているのでございましょうか。

政府委員（小川是君） 昨年の九月に政府の税制調査会がこの議論を始めましたきっかけになりましたのが、夏の選挙の後に各党、税体系を見直す、所得、資産、消費のバランスについて見直すということでございました。その直前には、景気減税はやらないけれども所得税の累進性のところを見直す必要があると自分は思うと宮澤元総理が言っておられました。したがって、九月に政府税調が始まりましたときは、まさに公正で活力ある高齢化社会の実現を目指して所得税、消費税、その他の税を見直すということでスタートいたしましたのは事実でございます。

その後の今回の取りまとめの結果、勤労者の払う所得税、それから消費税については相当程度改革を実現させていただいたのではないかと。あと、これまでの御議論を通じまして、各種の資産、所得、あるいは資産の保有に対する課税の問題をもっと進める必要があるという御議論をいただき

ました。しかも、これまではどちらかといいますと何事も一律に、例えば高齢者が持つておられるものは全部お気の毒だから税負担は軽減するようとかいうような議論だけでは済まされない、そういう形ででも資産の問題も考えていかなければいけない、いろんな状況にある方々をべールをかぶせたままではなしに考えていかなければいけないという御議論の指摘をやまやま受けている感じがいたします。

そういう意味では、大臣がいつも申し上げておりますこの税制改革は第一歩というか第二歩というか、その先が今おっしゃったような意味で残されているというか、かなり大きな課題を持っているのかと、そういう気がいたしております。

峰崎直樹君 まだまだその点いろいろと議論したい点があるんですが、ちょっとポイントを変えて、我々税制改革大綱をつくり上げたときにも大変議論になって、今後の検討課題というか、総論の中に入っているポイントで年金の問題。きょうも厚生省から来ていただいていると思うんですが、社会党の本来の主張は、今直ちにでも基礎年金の国庫負担、現在三分の一でございますが、これを二分の一まで高める、将来は全額でもいい、これぐらいに実は私たちは思っているわけであります。

その理由はいろいろあるわけですが、現行の基礎年金、とりわけ、あれは第何種と言うんでしょうか、国民年金と言われているところの税金を納めていない人が何人いるんですか。たしか数百万人の規模でおりますね。そういう意味でこのシステムというのはもうかなり形骸化し、あるいは空洞化、最近空洞化というのはよく使われる言葉になってきましたけれども、大変問題が多く指摘されています。

それよりも、税方式に切りかえた方がいいのではないかというふうに私たちは考えているわけですが、厚生省の方に、今度のいわゆる附則、附帯決議ですか、二分の一、一九九九年次期改正期までという、この点についてはどのような評価になっておるのでしょうか。

説明員（中村秀一君） 基礎年金の国庫負担の件についてのお尋ねでございますが、我が国の年金は、昭和六十年の年金制度の改正によりまして、全国民の方に基礎年金に入ってもらおうという制度になっております。その上に、被用者年金、サラリーマンなどにつきましては厚生年金などの制度で上乘せをする、こういう給付体系になっております。

先生のお尋ねの国庫負担につきましては、基礎年金の三分の一を国庫負担していただく、こういう制度になっておりまして、平成六年度の予算で申し上げますと、基礎年金の給付額が十兆七千億に上っております。したがって、国庫負担につきましては現在三兆九千億の国庫負担、こういうことでございます。

国庫負担の引き上げ問題につきましては、今回の年金制度の改正の際にもいろいろ御議論いただきました。年金審議会でも、国庫負担の問題については検討していく必要がある、ただし非常に財源も要するというところでございますので、そういう財源の問題。それから我が国の年金制度は、やはり保険料を納めていただいて、納めていただいた保険料に応じまして給付をしていく、そういういわば負担と給付が直接的にリンクしている、こういう社会保険方式のよさもあるのではないかと。そういった中で、これからの国庫負担のあり方については、財源の問題のほかに、そういう受益と負担の関係が最も明確な社会保険料中心の我が国の年金制度の中で国庫負担のあり方をどう考えていくか、これらについては中長期的な課題だと、こういうことで、年金の改正論議の中でも国庫負担の問題は意識はされておりましたけれども、中長期の課題として位置づけられたところでございます。

所要額で申しますと、現在三・九兆円でございますが、今お話にありました国庫負担率を引き上げた場合に、今度の制度改正では二〇二五年のところまで財政計算できちっと出しておりますが、年金の方の最終保険料率も二〇二五年というところをやっておりますけれども、その場合、現在、平成六年度価格で現行の制度のままだと八・一兆円、それからお話にありました二分の一にするといった場合に十二・一兆円、こういうふうには所要財源が要するというので、こういったところをどうやっていくかということが国会の法案の審議の過程でも御議論になりました。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

結論といたしまして、先生からお話がありましたように検討規定が入りまして、平成七年以降において初めて行われる財政再計算、つまり年金制度は少なくとも五年に一度は見直しをするように、財政再計算をするようにということでございますので、次期財政再計算を目途として、いろいろな要素を勘案しながら財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることにについて総合的に検討していくべきである、こういう附則規定が

修正で入れられ、また衆参両院の厚生委員会の附帯決議で、政府としては、「基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、二分の一を目途に引き上げること」を検討すること。」という附帯決議をいただいているところでございます。

私どもは、この附則の趣旨どおり、次期財政再計算をにらみながら、それを目途として、またその財源を確保しつつということでございますので、その財源の方のこともまたよく御相談しながら検討をしていかなければならない問題だと、こういうふうに認識いたしております。

峰崎直樹君 本当に受益と負担の関係がストレートにとれているかどうか、私はやっぱり本来税の論議をするときにはこの社会保険、この種の掛金の問題も一体で議論をしなければだめなんじゃないかというふうに思っているわけでございます。

この点は別にいたしまして、先ほどのハリスと朝日の共同調査で、何のために使われるのならいんですかということの中で、どういうものに使ってもらいたい、そのためには税負担をしていいかという中で、日本は福祉というのが非常に高かった。あるいは環境といったものが高い。ということは、国庫負担、いわゆる税で負担をするということについて、我が党はそういう主張をしているわけでありましてけれども、私どもが地域へ行くと、何のために消費税を上げるんですかということがわかればいいと言っているんです。

とすれば、これは決して私は目的税でそのままリンクしようと思わないんですが、いわゆる年金の国庫負担を、今まで集まるか集まらないか、あるいは逆進性が大変強いですね、消費税の逆進性よりも私は社会保険の掛金の方、基礎年金の掛金の方がはるかに逆進性が高いと思っておる者の一人なんです。ですから、その空洞化しつつあるいわゆる年金の負担、これを税に切りかえていく、そうするといわゆる社会保険の掛金の比率が低下をするわけでありまして、その方がよほどいいでしょうということを説明したら、それならおれは賛成だ、消費税を上げてもいいぞ、こういう主張が実は出てくるわけでありまして。

こういった点は残念ながら今回の改革では十分できなくて、結果的に一九九九年というところまで延びちゃったんですけれども、実は考えてみますと、二年後の九月三十日にたしか見直しになってくるわけでありまして。一九九六年九月ですね。財政再計算は一九九九年ですから、それほど遠くないときにこの問題が起きてくるわけでございますから、ぜひともこれは税制の場でもどのように負担をしていくのかという点についての議論が求められると思うんですが、武村大蔵大臣、いかがでございましょうか。

国務大臣（武村正義君） ああした経緯で年金法の改正におきましても附則が設けられて、「総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる」ということになりました。

この問題は、負担と受益という議論の中では大変わかりやすいテーマの一つではないかというふうに思っております。今も政府委員から説明があ

りましたように、今世紀いっぱいという六年ぐらい後でございますが、四兆円近くふえる、ピーク時には八兆円ぐらい財源が必要である、今こういう計算をいたしているわけでございます、もし二分の一に上げるなら何によってカバーするのか、やっぱりそこは真剣に議論をしながら選択しなければならないというふうに思っております。

峰崎直樹君 今後も慎重にということで、我々も慎重に議論をしていきたいと思うんです。

先ほどは所得税、消費税といったもの、基幹税をどうするかというような議論をいたしましたけれども、もう時間もありませんので、私、抜本税制改革あるいは税制改革という名前に値するというのは、地方税の改革、つまり国と地方の関係の税制のあり方が改革をされなければ抜本改革という名前には値しないというふうに思っているんです。その意味では今回は大変大きな改革がなされたというふうに思っているんです。

そこで、ちょっと数字を調べてみて、これが間違いであったら後で指摘してほしいんですが、今回の地方の消費税の配分について調べてみますと、譲与税から地方消費税へ変わった分は一兆四千三百億円から二兆四千四百九十億円。それから、新しい地方交付税率の中に充当される分が二九・五％。そういたしますと、消費税全体を五％といたしますと、それに対する地方税の財源の配分割合は現在三九・二％から四三・六％になるというふうに見ているんですが、この数字は間違いありませんか。

政府委員（伏屋和彦君） お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、地方財政措置で計算しましたところ、そういうところでございます。

峰崎直樹君 きょうは自治省の方をお呼びしていませんので余り多く地方税の議論ができないんですが、私も余り勉強していない中で、マスキレイブという人が地方税の原則というのを六項目にわたって記載をされている。その中で、いろいろあるのでありますが、「所得再分配を達成するための累進課税は、第一義的に中央政府に属す。」とか、あるいは「経済安定化政策に適合する租税は中央政府に属すべきであり、下級政府の租税は景気変動に申立て安定的なものが望ましい。」とか、あるいは「課税標準の地域間格差が大きい租税は、中央政府が行うべきである。」とか、六項目にわたっていろいろ出されているようです。

そうすると、現行の国税と地方税を見たときに、税目の中で非常に私自身が問題だなと思っているのは、地方税の中ではとりわけ都道府県の法人事業税は非常に景気に感応的でございます。このマスキレイブの原則からすると、「経済安定化政策に適合する租税は中央政府に属すべきであり、下級政府の租税は景気変動に申立て安定的なものが望ましい。」。折しも先ほど主税局長は、今度の消費税というのは景気に中立的なんだと、こうおっしゃ

いました。だとすると、この消費税という税目は一番景気に対して中立的であり、安定財源であり、地方自治体の税目に最もうってつけだと思うんですが、この点いかがでしょうか、主税局長。

政府委員（小川是君） 消費に対する課税としてこれが地方税にふさわしいのではないかという点については、一つの重要な候補であると存じます。したがって、例えばアメリカでも州で小売上税が課されておりますし、小売上税の例は過去にいろいろあるわけでございます。

ただ問題は、単段階の課税ですと、例えば鹿児島県は鹿児島県の小売業者に対して課税をするということが可能でございますけれども、消費税は多段階型の課税でございますから、これを各都道府県が個別に課税するというのは技術的に不可能だということでございます。

峰崎直樹君 だとすると、私も決して国、都道府県、市区町村、こう三つに分けてそれぞれ単一の税目ですべて賄うというふうに思わないんですが、国は何を基本に置くのか、都道府県は何の税目を基本に置いたらいいだろうか、市区町村は何の税目を基本に置いたらいいだろうかという点では、ある意味では一つの戦略目標があつていいのではないかなというふうに考えます。

今お話のあった、非常に景気に中立的で本来地方自治体に向くかなと思つても今おっしゃられたような欠陥があるだろうと思うんですね。そうすると、じゃこの税目は国に向くとすれば、今一％地方消費税ができて画期的なことだと思うんですが、今ようやくこれを共同税だというふうに理解する人もいるんですが、その共同税として同じ税目を分け合っていく。恐らく所得に対しても、税率や課税最低限やいろんな違いはあるけれども、所得に対しても国税も地方税も同じようにかけている。

こういう形での共同税化への道が望ましいのか、それともやっぱり消費税は今後国の基幹税にしていこう、であるならば、都道府県の税収が非常に景気に感応的である、そういう欠陥を持っているとすれば、そこに安定的な税財源としては何の財源がいいのかな、こういった点についての議論というのがこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点、主税局長、もし御意見があればお伺いしておきたいと思うのであります。

政府委員（小川是君） ただいまの点につきましては、従来、現行税制を前提に変化のところだけの、変わるところの議論だけでなかなかそういった高い次元からの御議論は乏しいわけでございます。

地方税を考えると、税をやっている者の立場から極めて重要であると思っておりますのは、三千市町村が別々に課税権を持って課税をするということになれば、せいぜいの

ところできるのは人頭税であるとかあるいは固定資産税のようなものではないか。やはり税というのは経済活動から生ずるわけでございますから、ある程度の経済活動の単位を考えながら課税権を設け、課税客体を考えていかなければならないだろうという点は、大変今の問題としては重要な点であろうかと存じます。そういう意味におきましては、将来の地方自治とそれに対する独自税源ということをお考えいただくときには、どういう経済ブロックを想定しながらいかなる税を置いていくかということだと思います。

もう一つ、例えば所得税だけでも、現在のように所得税と住民税と同じ所得にかけている、二つの税を払うということのほかに、全く別の考え方で、例えば今課税最低限が若干違いますように、ある程度のところまでは、中低所得者までは地方税の住民税にと、そういう考え方がとれないか。あるところから上は所得税、国税を払う。つまり、国税の所得税の課税最低限と住民税とを相当程度差をつける、そういったようなお考え方もあり得ましよう。それは地方自治体のあり方、あるいはどういう、所得者がどういう分布をしているかということにもかかってまいりましよう。したがって、大きないろいろな御議論が必要であろうかと思えます。

なお、先ほど地方消費税について多段階であるから不可能であると申しあげましたけれども、今度の地方消費税というのは、そういう意味では一元的に国に委託をする形で、後の清算という形でそれを可能にしているわけでございますし、また、都道府県の方が集まって課税権を、さっきおっしゃった共同税のような形で都道府県が課税権をプールするというようなことができないだろうかと、昨年来の議論の中ではそういったことも議論をいたしてまいった次第でございます。

峰崎直樹君 この機会によく質問を受ける点をちょっとお伺いしておきたいんですが、地方消費税が設定をされたときに、事務は全部税務署それから税関と二つでやりますが、地方消費税に関する税務の査察とかそういった作業は、これは地方自治体、特に都道府県がおやりになるのか、それとも当分の間はやはりこれは国税がおやりになるのか、そのあたりはどんな作業になりますでしょうか。

政府委員（小川是君） 今回のこれは地方税法の規定でございますけれども、地方消費税につきましては、今言われました申告の段階あるいは納付の段階、それから納付が終わりました後の調査であるとか、あるいは場合によって、今おっしゃったような強制的な調査といったような一切のものが税務署あるいは税関に法律的に当分の間委託をされている、そういう関係でございます。

峰崎直樹君 よくわかりました。当分の間は一切委託ということだと思います。

残された時間、ちょっと資産課税の問題も後で時間があればお聞きしたいんですが、その前に所得税の点で、今次改正で中堅サラリーマン層が私どももある意味では重税感とい

うものがある程度緩和されたと思うんですが、実効税率のカーブを書いていただくと、どうも一千二百万円の先のところにこぶがぼこっとできる。何かと思うと、配偶者特別控除は一千万円以下しか認めない。そうすると、国税てたしか三十五万でしたか、地方税で三十二万、六十数万円のこぶがぼこっとできちゃうんですね。

ちょうど消失控除という、何といいましょうか、パートタイマーの関係がございませぬ。あれと同じような形で少しやらないと、何となくこのカーブがぼこっと飛び出しているということについては、我々が気がつかなかった点なんです、そこら辺は少し、これはいきなり今すぐ直すといっても難しいでしょうが、どうもやはり税率のカーブを見たときにあそこだけぼこっと飛び上がっていくというのはなかなかきれいなものではないなと。大蔵省というのは美学もたっとばれていると思いますが、私自身も少し直されたらいいんじゃないかなと思うんですが、どうでございましょうか。

政府委員（小川是君） ただいまの配偶者特別控除三十五万円は、今回の改正で他の基礎控除、配偶者控除と同様に三万円引き上げを予定しております。三十八万円になるわけですが、これは前回の昭和六十三年の税の抜本改革のときに設けられた控除でございます。

そのときには、一方の配偶者の方だけが働いておられるときには所得の分割ができないというところから、そこは何か考えができないかというのが一点と、それからもう一つは、御案内のパートタイマーに出たときの御夫婦での手取り所得が逆転をするというところを何か工夫ができないかという二つの配慮から新しく設けられた控除でございます。しかし、三十五万という規模は、やはり税率一〇%、二〇%にいたしますとかなりの減税額になってまいりますものですから、ある程度のところで所得制限を設けてはどうかというところで制限が置かれたわけでございます。

これをなくすためには所得制限を単純に無くしてしまうということでも済むわけですが、この配偶者特別控除につきましては、その後むしろ仕事へ出る女性、婦人の方がふえている状況のもとでは、かえってそういう方が不利ではないか、したがってこの配偶者特別控除のあり方というのは、課税単位の問題としてももう少し社会情勢の変化に即応して将来考えていくべきではないかと、こういう御議論もあるわけでございます。そういうことから今回は所得制限も従来のまま維持をしてこういう形で残した。したがって、将来の大きな流れの中での検討課題がなという気がいたしております。

峰崎直樹君 同じような問題は、人的控除のこういうものはむしろ予算で賄うべきじゃないのかということとはたくさんございませぬので、この点はぜひとも将来とも税制改正の中で考えていかなきゃいけないなと思っております。

消費税の問題について落ちている点がございませぬ。今回改正された点は、本当に私も率直に評価をすべきだと。限界控除制度の廃止、簡易課税を四億から二億、あるいは新設法

人の原則課税ということで、本当に大きな改革だというふうに言っていると思うんです。

ただ、その際に一点要望をしておきたいというか、簡易課税の問題で四億から二億に下がった。これも国際的に見たら結構高いですね。ですから、この点の将来的な問題は別にして、これからみなし仕入れ税率を実態に即して見直しをいたします、検討しますと、こう言っています。

このときに、本則とそれから簡易課税両方適用できるようになっています。税法を見るとこういうの多いですね。どちらを選んでもよろしいと言っているんです。私は、これは簡便な方法を選ぶんだから、本則で一生懸命やっているような方が簡便な方よりも有利になる、もっと言えば、簡便な方法を選んでいる人がやっぱり損をするような仕組みにしないと。このみなし仕入れ税率を設定するとき、できれば、みなし仕入れ税率をやったら損する、それなら本則にいかうかと。もうこれは導入時ではないわけですね。税制改革のときの後始末だと言われている側面はもちろんあると思うんですが、私は本則適用になるようにみなし仕入れ税率のあり方をやっぱり考えていただきたい。これは今後の課題になっていますね。

それから、業種区分も今二つから四つになりましたか。これもさらにもっとふやさないと、例えば業種を挙げて大変失礼なんです、弁護士さんとか税理士さんとか公認会計士だとか、そういう方々はみなし仕入れ税率ということで、ほとんど仕入れしていないのにやっているじゃないかとかいろいろ私たちの耳に入ってまいります。

そういう点で、業種区分というものをふやしたり、あるいはみなし仕入れ税率を、簡易課税を実際に採用されるならば、それはそれなりの、本則をやる人の方が有利ですよということをやはり入れていただかなきゃまずいんじゃないかな、そんなことを考えているんですが、その点はいかがでございましょうか。

政府委員（小川是君） 最後の点から申し上げますと、みなし仕入れ率を四本決めておりますけれども、これは時々実態調査をいたしまして、適正なレベルにあるかどうかということをチェックしていくということが重要であると思っております。

現在、簡易課税制度は約百四十万社が適用を受けておられます。全体の課税の事業者が二百二十五万ぐらいですので、三分の二ぐらいの方が受けておられることになるわけでございます。それが今回の改正では十七万社ぐらいが対象外になりますので、なおかなりの人が残るわけでございます。

改革の方向としては恐らく二つあるかと思えます。一つは、当然このみなし仕入れ率を見ていく。これを細分化するという事は、せっかく簡素化のために設けられている制度がかえって大変複雑になっていくという問題があるかと思えます。免税点制度の将来的な引き下げとあわせて簡易課税制度というのは適用上限を次第に引き下げていくというのが、今御指摘のあった問題に対する一つの対応の方向として考えられるのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

峰崎直樹君 時間が参りましたので終わりたいと思いますが、最後に、今回の税制改正の中で資産課税というものが非常に取り組みができなかったなということで私自身も反省をしているわけでございます。その意味で、今後、所得、資産そして消費、この三つのバランスということでございますので、ぜひとも資産課税の強化ということを大蔵大臣以下、大蔵省、我々自身も頑張りますので、どうか頑張ってくださいということをお願いを申し添えまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。